

北海道津別高等学校後援会規則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、北海道津別高等学校後援会と称し、事務局を学校内に置く。

第2章 組織

第2条 本会の会員は、本校の生徒の保護者及び本会の趣旨目的に賛同する者をもって組織する。

第3章 目的

第3条 本会は、北海道津別高等学校における教育諸活動を経済的に援助する。

第4条 本会は次の事業を行なう。

- (1) 全道大会・全国大会出場クラブに対する経費負担
- (2) 別に定める各種退会の引率旅費負担
- (3) 合宿時における経費の援助
- (4) その他役員会で必要と認めた事業

第4章 機関

第5条 本会に、次の機関を置く

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 事務局

第6条 総会は、本会の意志決定を行なう最高機関として次の事項を議決する。

- (1) 予算・決算に関する事項
- (2) 役員を選出に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項

第7条 総会は毎年1回開き、必要に応じて臨時に開くことができる。総会の招集は会長が行なう。

第8条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会の議決事項の処理に関する事項
- (2) 第4条に定める事業の費用の決定
- (3) その他本会に関する事項

第9条 本会の総会及び役員会の議決は、出席者の過半数で決定する。

第5章 役員

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 3名

第11条 会長は総会で選出し、本会を代表する。(PTA会長兼任)

第12条 副会長は総会で選出し、会長を補佐する。(PTA副会長兼任)

第13条 事務局長は会長が委嘱し、庶務を挙る。

第14条 幹事は会長が委嘱し、会務を執行する。

第15条 会計は会長が委嘱し、会計を挙る。

第16条 監査は総会で選出し、会計を監査する。(PTA監査兼任)

第17条 役員任期は1年とし、再選を妨げない。

第6章 事務局

第18条 会務執行のため事務局を設ける。事務局は第13、14、15条に定める事務局長、幹事及び会計をもって組織し、任務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画の立案
- (2) 総会及び役員会で決定した事業の執行
- (3) 役員会から委任された事項の処理
- (4) その他、会長から執行を命ぜられた事項の処理

第7章 会計

第19条 本会の収入は、次のものをもって充てる。

- (1) 入会金 2,000円
- (2) 会費 月額1,200円
- (3) 寄付金
- (4) 事業収入
- (5) その他

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 附則

第21条 本規則を施行するため別の細則を定めることができる。

第22条 本会則は昭和46年8月11日より実施する。

昭和52年4月9日、昭和53年4月10日、昭和55年4月9日、昭和57年4月9日

昭和61年4月27日、昭和62年4月26日、平成2年4月22日 一部改正

本会則は、平成8年4月21日から施行する。(一部改正)